

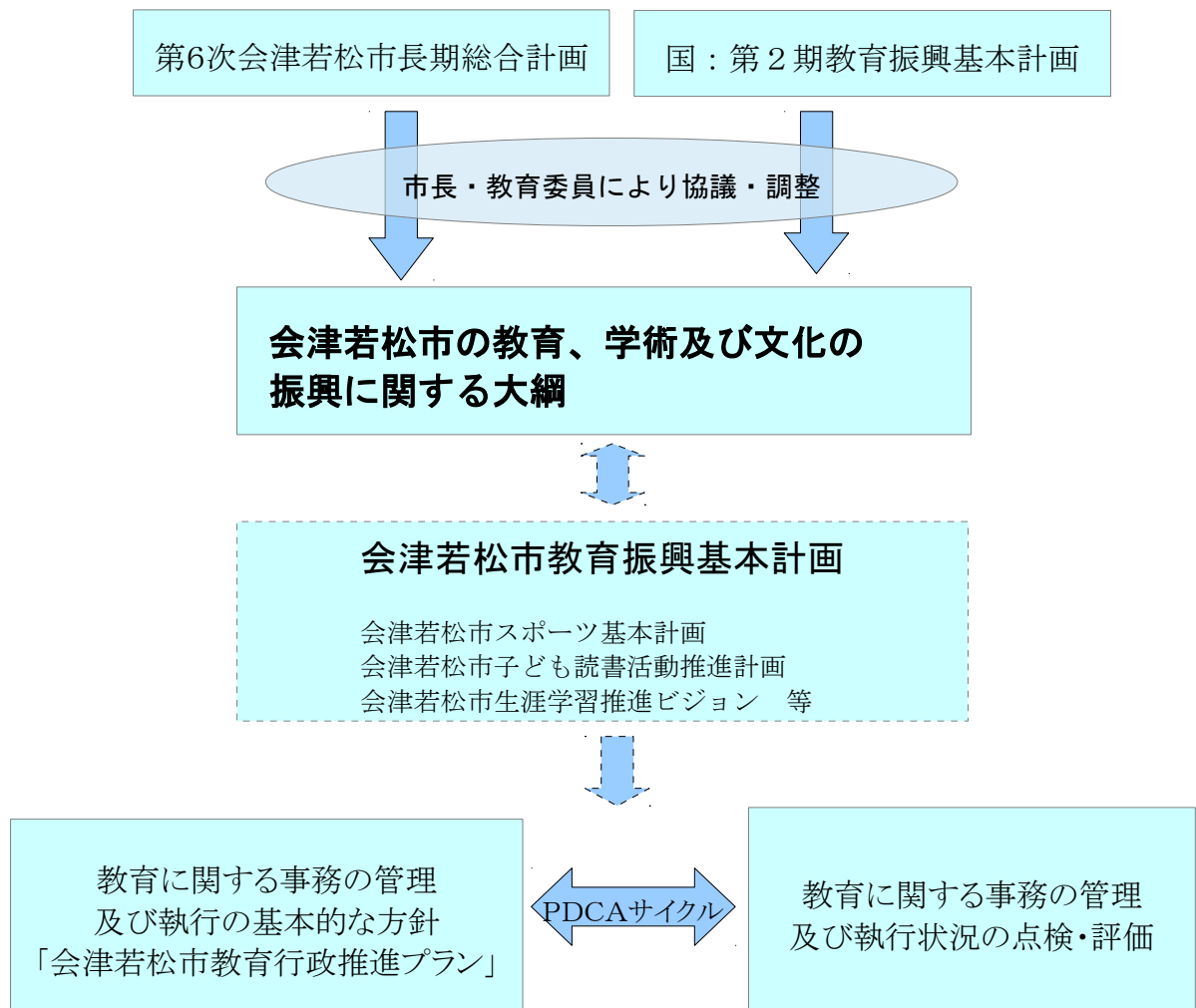
会津若松市の教育、学術及び文化の振興に関する大綱
(素案)

平成27年〇月

福島県会津若松市

I 大綱とは

- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき市長が策定する本市の教育、学術及び文化の振興に関する目標や施策の根本的な方針です。
- 本市の教育の理念や目標を明らかにするものです。
- 本市のまちづくりの指針である「第6次会津若松市長期総合計画」や、国の「第2期教育振興基本計画」との整合性を図りながら策定したものです。
- この大綱は、「第6次会津若松市長期総合計画」の計画期間にあわせて、平成29年3月までのものとします。



II 基本理念

○本市教育の基本理念

< 憧れ～学び～誇り >

憧れは教育の原点であり、
学びは、夢を実現させるものです。
誇りを胸に、いきいきと輝くひとづくり

「基本理念」は、本市の教育の基本的な考え方と目指すべき姿を示すものです。

本市には、会津藩校「日新館」をはじめとして、教育に心血を注いできた歴史と伝統があり、藩士としての武術や教養を身につけるだけでなく、品性を保つ人間教育にも重点がおかれていました。

このような教育が、会津出身の偉人たちの大活躍につながっています。先人たちは、会津を「誇り」とし、「学び」、そして受けた教えを支えに、さまざまな困難を乗り越えて功績を残しました。

これらの先人は私たち市民の誇りであり、会津若松市は、このような先人を輩出した教育の歴史と伝統を誇りとするものです。

「学び」とは、「覚える」とは違い、今までの知識など関係づけて新しくわかり、身につける営みです。そこには新しい発見があり、発見に伴う驚きや喜びがあります。

そしてまた、「学び」とは、自らが主体的に「こうありたい」と願い、成長することです。学び、成長することは、自己を肯定し、社会とのかかわりの中で未来に向かって生き抜くことでもあります。

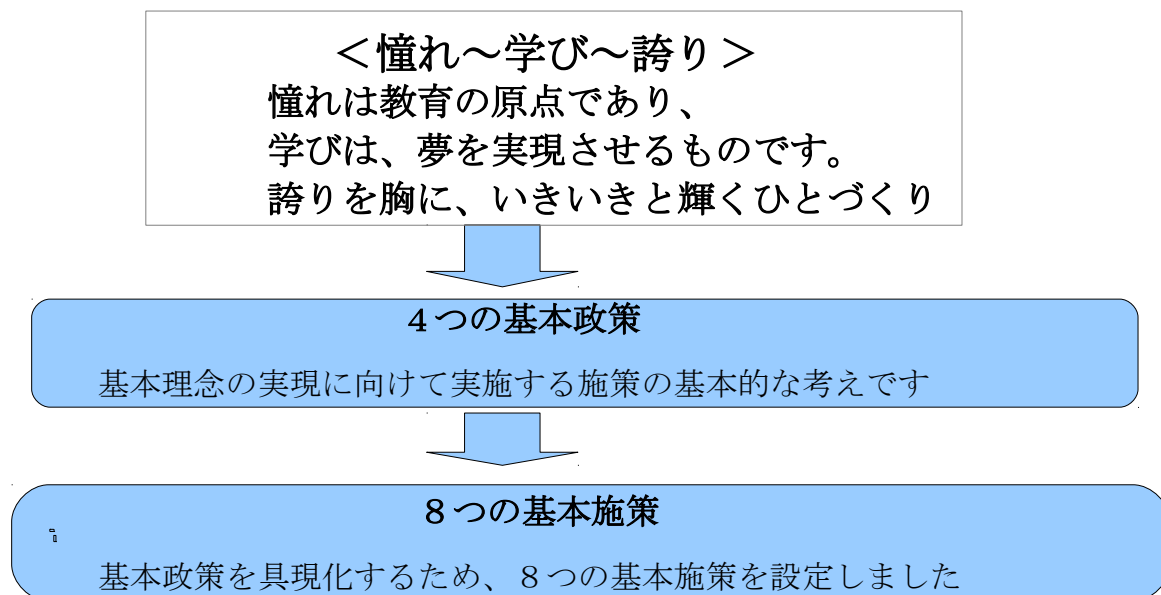
会津若松市は、市民一人ひとりが生涯にわたって「こうありたい」と願い、夢やあこがれを持ち、夢や希望を叶えるために努力し、困難にあっても誇りと自信を持って、いきいきと輝くひとづくりこそが、本市の目指す教育であると考えます。

Ⅲ 基本政策及び基本施策

基本政策は、基本理念の実現に向けて実施する施策の基本的な考えを示すものです。

さらに、この基本政策を具現化するため、8つの基本施策を設定し各種教育行政に取り組みます。

○本市教育の基本理念



≪基本政策1≫ 誰もが生涯にわたり学習できるまちをつくる

基本施策 (1) 生涯学習活動を支援・促進する

基本施策 (2) 学ぶ場を整備する

基本施策 (3) 高等教育機関との連携を強化する

≪基本政策2≫ 豊かな心と確かな学力を身につけた子どもを育むまちをつくる

基本施策 (4) 教育環境を充実する

基本施策 (5) 特色ある学校づくりを推進する

基本施策 (6) 思いやりの心をもった青少年を育成する

≪基本政策3≫ スポーツ・レクリエーションが盛んなまちをつくる

基本施策 (7) スポーツ・レクリエーションを振興する

≪基本政策4≫ 歴史・文化を守り育てるまちをつくる

基本施策 (8) 歴史・文化を継承し文化活動を振興する

IV 4つの基本政策と8つの基本施策の展開

《基本政策1》 誰もが生涯にわたり学習できるまちをつくる

【基本施策（1）生涯学習活動を支援・促進する】

《目標》

- 誰もが学びたいときに自由に学ぶことができ、また学びたい学習情報を容易に得ることができる環境づくりを推進します。
- 現代社会における課題や、多様化する生活様式や価値観などを踏まえた学習等を推進します。
- 読書活動を推進します。

《目標達成のための方針》

- 少子高齢化社会に対応した、家庭教育への支援や健康長寿社会に向けた学習の機会の充実を図ります。
- 各関係機関や団体等が実施する学習情報を収集し、市民の自主的な学習活動に役立つ情報を提供する仕組みを充実します。
- 学習成果をボランティア活動などで地域に還元できるよう、人材に関する情報を収集するとともに、それらの情報の利用を希望する市民の要望に応じて提供します。
- 多様な主体の連携・協働による地域課題の解決に向けた取り組みを支援します。
- 社会教育団体への支援をはじめとする推進体制の強化、地域の活性化につながる社会教育活動の推進など社会教育の充実を図ります。
- 関係機関や関係団体、高等教育機関、さらには民間教育団体等とのネットワークを強化します。
- 会津図書館の図書資料等の充実と、家庭と学校、地域等が連携して、読書環境や読書の機会の充実を図ります。

【基本施策（２）学ぶ場を整備する】

《目標》

○生涯学習社会に対応した多様な学習機会が確保され、市民の誰もが、自由を楽しみながら学べる環境が整備された社会の実現をめざします。

《目標達成のための方針》

○生涯学習関連施設は、それぞれの固有の目的を踏まえ、適切な役割分担を図りながらネットワークを強化し、効果的な利活用を図ります。

○生涯学習関連施設は、適切な維持管理を行うとともに、施設の整備・充実を図ります。

【基本施策（3）高等教育機関との連携を強化する】

《目標》

- 会津大学との連携を強化し、教育・文化の振興を図ります。
- 多様化・高度化している市民の学習ニーズに応えることで、市民一人ひとりが自主的・自発的に学ぶことの出来る生涯学習社会の実現を図ります。
- 地域における高等教育機関の充実を図ります。

《目標達成のための方針》

- 会津大学のコンピュータ教育や英語教育のノウハウ及び教育施設・設備を活用して、情報化・国際化に対応できる人材を育成します。
- 会津大学の保有する資産を有効に活用しながら、大学と地域との連携を強化します。
- 地域における高等教育機関を充実させていくため、新たな高等教育機関の誘致に取り組めます。

《基本政策2》 豊かな心と確かな学力を身につけた子どもを育むまちをつくる

【基本施策（4）教育環境を充実する】

《目標》

- 児童生徒が安全で安心して学校生活を送ることができる環境を整備します。
- 多様な活動に柔軟に対応できる質の高い学習空間づくりを推進します。
- 教育、就学の機会均等を図り、有為な人材の育成を図ります。
- 園児・児童・生徒の健康・体力増進を図ります。
- 幼児期の適切な教育環境を整備します。

《目標達成のための方針》

- 老朽化の著しい学校施設の建替えを推進するとともに、耐震診断の結果、補強が必要と判断される施設について、耐震補強の一層の推進を図ります。
- グラウンド等の屋外教育環境を整備し、施設の適切な維持管理を図ります。
- 教育活動への支援や就学援助を推進します。
- 健康診断・予防教育の充実などにより、健康・体力づくりを推進します。特に、肥満防止に向けた取り組みをすすめます。
- 学校給食における食環境の整備や学校・家庭・地域と連携した食育の充実を図ります。
- 子ども・子育ての支援の充実のため、認定こども園の拡充に努めます。
- 私立幼稚園・学校については、教育環境の向上が図られるよう支援します。
- 本市の目指す子ども像と、教育課題を踏まえた学校のあり方の検討をすすめます。
- 学校及び給食等の放射線測定を継続して実施します。
- 特別な教育的支援を必要とする園児・児童・生徒については、就学前からの適切な支援が切れ目なく行われるよう、幼稚園、学校、その他関係機関との連携を推進していきます。

【基本施策（５） 特色ある学校づくりを推進する 】

《目標》

- 確かな学力を身につけた児童生徒を育みます。
- 21世紀をたくましく生きるために、国際社会や高度情報社会の中で積極的に活動できる子どもを育みます。
- 学校・保護者・地域と連携を図りながら、開かれた学校づくりへの取り組みを推進するとともに、児童生徒の安全・安心な生活を確保します。
- 一人ひとりの個性の伸長を図り、豊かな心を育みます。
- 復興に向けた教育を推進します。
- 幼児教育の充実を目指します。

《目標達成のための方針》

- 確かな学力を育成するため、小中学校ごとの課題を明確にし、学力向上の計画・実践・評価・改善を推進します。
- 総合的な学習の時間や特別活動等において、地域や学校、さらには子どもたちの実態に応じて、創意工夫をいかした特色ある教育活動を推進します。
- 特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対しては、「個別の教育支援計画」及び「個別の教育指導計画」を積極的に活用しながら、学校、家庭、医療機関、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等との連携を強化し、指導方法の充実を図ります。
- 地域の考えを学校運営に積極的に取り入れます。
- 保護者や学校ボランティア等と連携し、児童生徒の安全・安心な生活を確保します。
- 郷土の自然や歴史、文化を学ぶ教育を推進します。
- 希望を抱いて未来に前進する児童の育成に取り組みます。
- 児童生徒の発達段階に応じて、安全教育や防災教育、放射線教育を推進します。
- 「あいづっこ宣言」の精神を基盤としていじめの未然防止に取り組みます。
- 幼児教育の質の向上を図るため、小学校教育との円滑な接続や子育て支援活動などの充実を図るとともに、幼稚園等における幼児教育の一層の充実を図ります。

【基本施策（6）思いやりの心をもった青少年を育成する】

《目標》

- 思いやりの心を持ち、心身ともにたくましく主体的に行動できる資質や能力を身につけた、心豊かな青少年の育成を図ります。
- 夢や希望を抱き、自己の個性や能力を伸ばし、創造性にあふれた青少年の育成を図ります。
- 自分自身を大切にするとともに、社会規範を守り、他者の立場に立って考え、行動できる青少年の育成を図ります。

《目標達成のための方針》

- 関係機関との連携を図りながら、青少年健全育成のより一層の充実を図ります。
- 市民一人ひとりが次代を担う青少年の育成を自らの課題と捉え、「あいづっこ宣言」を活用しながら、家庭、学校、地域、関係機関等がそれぞれの役割に応じ、協調、連携して青少年の健全育成を図ります。
- 家庭や学校、地域で子どもを守り育てる環境づくりに努め、自己肯定感・自己有用感を高める関係づくりをすすめます。

《基本政策3》 スポーツ・レクリエーションが盛んなまちをつくる

【基本施策（7）スポーツ・レクリエーションを振興する】

《目標》

○暮らしのなかでスポーツが生活の一部として取り入れられ、いつでも、どこでも、誰でも、いつまでも、スポーツに親しめるような環境整備と仕組みづくりを推進します。

○健康スポーツ都市宣言に基づき、精神的な豊かさと健康的な生活をもたらすため「する」「観る」「支える」といった「市民総スポーツ」をめざします。

《目標達成のための方針》

○市民の多様なスポーツ活動の充実を図ります。

○スポーツ環境の整備充実を図ります。

○住民主導型のスポーツクラブを育成します。

○関係団体との連携を図り、市民の誰でもが気軽にスポーツに親しめるような体制づくりを推進します。

《基本政策4》 歴史・文化を守り育てるまちをつくる

【基本施策（8）歴史・文化を継承し文化活動を振興する】

《目標》

- 幅広い芸術文化活動の一層の活性化を促進し、芸術文化の振興を図ります。
- 史跡、名勝、天然記念物等の保存整備を行うことにより、市民共有の文化遺産としての価値を高めるとともに、観光資源としての活用を図り、後世に継承します。
- 本市の誇るべき歴史と伝統を次の世代に継承します。

《目標達成のための方針》

- 各種芸術文化の成果発表の機会の充実と美術作品の制作活動の促進を図ります。
- 質の高い芸術作品・舞台芸術の鑑賞機会の充実を図ります。
- 郷土に関する様々な調査・研究を奨励します。
- 地域を代表する貴重な文化財や、史跡、名勝、天然記念物などの指定文化財について、保存整備を図るとともに、学習や散策の場として利用できるよう整備を推進します。
- 埋蔵文化財保護のための分布調査・試掘調査や、主要な遺跡の保護・保存を図ります。
- 小中学校の体験学習による郷土学習の場や文化財講座などを設け、文化財保護への理解促進を図ります。
- 郷土に関する研究や優れた先人の調査を進め、その遺産・業績を紹介することにより、郷土への誇りの醸成や歴史と伝統の理解促進を図ります。